

月報

77号

発行所

青丘文庫

編集・発行★韓 哲 職

〒654 神戸市須磨区須磨寺町4-3-1

メゾンド青丘ビル2階

TEL(078)734-5989 FAX 735-0660

朝鮮民族運動史研究会

一九九二年七月一二日

月尾島土地買収事件（一八九九—

一九〇一年）について

——大韓帝国期の開港場における

土地買収と地契発給——

藤 永 壮

「地契」とは「土地所有権を証明するための地券」である。大韓帝国期におけるその発給は、光武量田事業の意義を補強するための材料として取り上げられるにとどまってきたが、元来の目的は土地売買にからむ不正や外人への不法な土地売却を防ぐところにあった。とくに日清戦争後の日本人による土地買収の試みは、朝鮮内に勢力を浸透・扶植しようとする日本の外圧の一表現形態であると同時に、日本人に土地を売却することによって利益を得る者を朝鮮内部に抱え込ませることになるという点（外圧の内部転化）で、その侵略性は二重の意味をもっている。報告者の意図は、光武年間における地契発給事業を「内部転化した外圧」を封じ込めるための制度的装置の創出という面からとらえることで、光武政権の性格を考察する手掛かりをつかもうとするとところにある。

すでに朝鮮の開港場では一八八三年の「仁川港日本居留地借入約書」で、居留地内の宅地に対し地契の発給とその様式が規定され、その後設置されたほとんどの居留地でも地契が発給されている。また同じく一八八三年に締結された「朝英修好通商条約」において、居留地外十里以内でも外国人の土地・家屋の購入、賃借が認められた。しかし地契発給に関してはとくに規定がなく、外国出先機関からの要求などにより各開港場監理に発給の権限が委ねられ、慣習として定着した模様である。

本報告でとりあげた月尾島土地買収事件では、この居留地外十里以内における地契の有効性が焦点となった。日本人吉川佐太郎は朝鮮人名義で買収した月尾島の地所に対し、宮内府水輪課に「地契」を発給させたが、地契発給の権限は開港場監理がにぎっていたため、吉川の所有権は認められず、朝鮮政府に地所が回収されることになった。日本側も表向きは吉川の所有権の正当性を強硬に主張していたが、実ははなはだ根拠薄弱であることを十分に承知していた。要するに地契という制度の存在が日本人の土地買収を防ぐことになったのであるが、このような地契の機能を普遍化できるかどうか、今後より多くの事例を収集しつつ検証していきたい。

朝鮮植民地化過程における警察機構

— 一九〇五—一九一〇年を中心として —

松田 利彦

日露戦争勃発とともに、朝鮮に対する直接的な植民地化政策が本格化するが、今回の報告では、この時期の警察機構の変遷を、植民地化の進展と関連づけて段階的に把握しようとした。

当該期の警察機構は基本的に三つに分立していた。すなわち、韓国警察（日本人が顧問備隊などを通じて内側から介入していった）、領事館警察（在朝日本人に対する領事裁判権の行使のために設けられた）、駐韓憲兵隊（日清戦争以後電信線の保護のために駐屯し、日露戦争期より権限を拡大する）の三系統の警察があり、これらが統合されて、一九一〇年六月憲兵警察制度が成立するのである。大きな流れとしては、日露戦争中は軍・憲兵が治安の中心で、戦後は韓国警察（顧問警察）が次第に強化されるが、義兵闘争の高揚期は憲兵が前面に出てくる、という図式になる。

まず、日露戦争中から戦後にかけては、一九〇四年半ば以降、駐劄軍が軍律の公布、京城付近への「軍事警察」施行、咸鏡道への軍政施行などによって、全面的に治安を担っており、駐韓憲兵隊も一二分隊約三百人に増強された。しかし、戦後は、駐劄軍・憲兵を中心とした治安体制の構想は伊藤統監によって掣肘されることになる。そもそも、伊藤は統監赴任に際して、統監府及理事官制第四条（統監の軍隊統率権）問題で軍部の勢力増大を抑えようとしていた。このような動きの一環として、伊藤は憲兵の機関・人員数を削減したり、軍事警察の縮小、軍律の緩和などを行ったのである。

伊藤の治安構想は、軍に代わり日本人警察官を主体とする韓国警察の再編強化にあった。韓国警察への日本人顧問の備隊は、既に伊藤の統監赴任以前、一九〇五年二月から行われていたが、顧問就任当初は、駐劄軍の治安掌握や財政改革への従属によって、地方の治安掌握は、觀察使の監視という段階に止まっていた。しかるに翌年三月伊藤が赴任すると、警察力の拡充は一気に推し進められた。伊藤は、赴任直後から、地方警察力の増強について内相や警察顧問と協議し、〇六年六月には第一期拡張、〇七年七月には第二期拡張がなされる。これによって、韓国の警察の規模は三千人以上、そのうち三分の一以上を日本人

が占めるという状態になる。また、拡張した警察力によって、従来の李朝地方官吏の権の排除が進んだ。例えば、韓国地方警察機構は日本人の顧問支部、分遣所等と一体これを中央の警務局長が直接指揮する体系ができた。また、地方財務機構の觀察使郡守からの司法警察権剥奪も警察力の補助によるものだった。

一九〇七年の第三次日韓協約の締結により、顧問警察は廃止となり、韓国政府の警監や警務局長などの地位に日本人が直接就くようになった。その一方で、この時解散した軍隊が義兵闘争に加わり、闘争が最高潮に達したことは従来の治安構想に変更を迫る。すなわち、明石元二郎憲兵隊長によって軍・憲兵の権限が拡張されたのである。例えば、憲兵隊の任務は治安維持を主とするものとされ、義兵鎮圧に際しては警察は軍司令官の指揮下に入るよう定められた。量的にもこの時期憲兵は急速に拡張し、三足らずだったものが、〇八年には二千名に増えている。しかも、明石は二千名でも憲兵は不十分だと考え、六月に約四千名の朝鮮人憲兵補助員を設けたのである。

さて、義兵闘争の高揚を契機に治安機構のバランスが変わると、路線の違いが表面化してくるようになった。第一に、憲兵補助員については、その必要性自体は各方面とも的一致を見ていたが、その所属を、韓国警察（日本人警務局長）は巡査隊付属にするを考え、軍属としたい明石と若干のずれがあった。この点については、伊藤統監側が「と同じ意見であったため補助員は軍に所属させることになる。第二に、憲兵の位置については、警察・統監では、その権限を警察官のそれと明確に区分する考えだったのし、憲兵側は、憲兵の広範な活用を意図していた。そのような憲兵側の意図が最も明なのが、第三点の地方支配構想に関するものだった。伊藤の構想は、恐らく李朝地方を漸進的に改編していくことにあったと思われるが、軍部側は旧来の地方制度とは異、憲兵中心の地方支配を目指していた。例えば、立花小一郎宛明石書簡（〇八・三・二）は、東拓を地方末端に侵入させる際、憲兵の指揮を受けさせる機構とすることを提案している。

このような憲兵側の構想は最終的には、一〇年六月、寺内統監—明石憲兵隊長の主警察機関を統合、憲兵警察制度を実現させることでかなり実現される。併合前後には警察事務を憲兵の権限として自覚させる動きが憲兵隊内部で見られ、ここから一九年代のいわゆる「憲兵政治」が準備されていたものと思われる。

一九九二年七月一二日

最初に本報告の課題を確認しておきたい。そこでまずなぜ帰国運動に今注目するのか、二つの理由をあげておく。

第一に、敗戦直後の在日朝鮮人の帰国をめぐる歴史過程の検討は、現在の在日朝鮮人問題の原点を確認する作業であるからだ。「強制連行」に関する研究の蓄積などによって、まだ不十分ながらも、なぜ戦前の日本に朝鮮人が連れて来られた／来ざるをえなかったかについては、かなり一般的になりつつある。しかし、報告者自身が予備校や塾で子供たちと接していて、「なぜ今も日本にいるのか」「なぜ帰らなかったのか」という疑問が出されることがよくある。このような疑問は、実は子供たちにかぎらず、広く一般的なものではないかと考えられる。すなわち、8・15の日本敗戦＝朝鮮人の解放＝自由な帰国の機会という認識が、一般的な歴史認識として広く受け入れられ、それを前提として先のような疑問が提起されるのではないか。このような認識が、実際の歴史過程からかけ離れたものであることは言うまでもないが、そのような誤った認識を直すほどには、この時期に関する研究蓄積が充実していないのも事実である。敗戦直後の帰国をめぐる研究がおこなわれる必要がそこにある。

第二に、報告者は修士論文の研究対象として朝連を取りあげた（朝鮮史研究会関西部会での報告を参照のこと）が、朝連研究においても、敗戦直後の帰国をめぐる研究が重要な意味を持つ。なぜなら朝連は、自発的に起こった帰国運動／帰国支援運動の中から発生した組織であり、組織結成に先行するこれらの運動の実態究明は、初期朝連の考察に大きな材料を与えるものと考えられるからだ。

次に本報告が依拠した資料について説明しておく。主に依拠した資料は二点である。

一つは博多引揚援護局『局史』である。よく知られているように、敗戦後の博多港は最大の朝鮮人送り出し港であり、博多引揚援護局はその中心となった機関であった。博多引揚援護局は45年11月24日に設置が決定され、47年4月30日に閉局されたが、この『局史』はその全期間を対象にして、博多引揚援護局自身が編纂し、47年9月10日に謄写版印刷で発行されたものである。本編155ページ、付録の座談会記録が33ページあり、第六章「送出援護」に「朝鮮人の送出」という節が設けられているほか、朝鮮人に関する記述が各所に散見される。森田芳夫『在日朝鮮人の処遇の推移と現状』もこれに依拠しているし、『福岡市史』の記述の大半もこれに依拠している。

もう一つは『西日本新聞』である。この新聞は現在も発行されているブロック紙であり、戦前のものからすべて福岡県立図書館にマイクロフィルムで所蔵されている。全国紙と比べての特徴は、朝鮮や中国情勢の記事が多く、引揚関連の記事も多いことである。これは地理的な位置関係の影響だと考えられる。今回利用したのは1945年から46年にかけての二年分である。

以上の資料に依拠して報告をおこなったわけだが、帰国の「実態」といった場合には、さらに朝鮮人主体の側の資料（聞き取り調査なども含めて）が、本来なら必要だろう。しかし今回は報告者の力不足により、そこまで踏みこんで報告することはできなかった。そこで今回の報告は、暫定的な中間報告であるという位置付けをしておきたい。

今回の報告は、内容的には三つの部分からなる。博多引揚援護局の活動の経過、「朝鮮人帰国同胞救護会」の活動、46年の朝鮮からの難民問題（「密入国者」問題）である。以下、簡潔に内容を紹介する。

朝鮮人の帰国に関連する博多引揚援護局の活動については三つのポイントがある。第一に、博多引揚援護局ができるまで敗戦直後の時期において、地方当局（福岡県）の自発的施策が大きな役割を果たしたこと。第二に、朝鮮人の送り出し体制の確立や、待遇改善には福岡の占領軍の役割が大きかったこと。第三に、博多引揚援護局の組織には、戦前の朝鮮人管理体制との、あるいは先に述べた地方当局による自発的な朝鮮人帰国支援組織との、人的連続性があることである。

第一の点について、福岡県は朝鮮半島に近く、多くの炭坑を抱えていたので、戦前から朝鮮人に対する「管理」の先進地域であった。例えば敗戦直前の45年3月には、「興生事業」を専管する部署として、「民生課」がつくられた。敗戦後、帰国するため博多港に殺到した朝鮮人への対応の中心となったのは、この民生課であり、敗戦直後に民生課長に就任した城戸錦蔵であった。彼らの対応は中央政府の指令とは無関係な自発的なものであった。

第二の点について、博多港における朝鮮人の送り出し体制が急速に整えられたのは、アメリカ軍が福岡に進駐して以降の45年10月であった。それまでの福岡県の朝鮮人に対する施策は、その収容施設として原小原を充てるなど、非常

中尉を中心におこなわれた。また、朝鮮人に対する給食の不備を補うために、博多港にできた「朝鮮人市場」（ヤミ市）が、当局によって黙認されていたことや、1000円の持出財産の制限が11月中旬になってから厳格に適用されることになったことなども興味深い。

第三の点について、11月24日に厚生省博多引揚援護局が設置され、福岡県が自発的におこなっていた組織がそのまま移管されることになった。朝鮮人送り出しを担当する業務部の長には、先に出てきた福岡県民生課長城戸錦蔵が任命され、業務部送り出し課長には朝鮮総督府事務官平田浩人が任命された。翌46年2月に業務の移管が完了し、援護局の活動が正式に開始されたが、この時点では既に朝鮮人の帰国者は減少を始めており、結果として帰国者がもっとも多

い時期の活動は、福岡県によっておこなわれたことになる。

「朝鮮人帰国同胞救護会」の活動については、森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』で、博多港における「同胞救護会」の存在が指摘されていたが、それが本当に実在したのか、どのような活動をおこなっていたのか、朝連などの全国組織との関係はどうなっていたかなど不明な点ばかりであった。今回若干明らかになったのは次の点である。

まず「朝鮮人帰国同胞救護会」という組織が存在し、南正祐という人物を中心に10月上旬には既に組織されていたということが確認できた。さらにこの組織は、福岡県当局や警察、福岡の占領軍と一定の協力関係にあり、朝鮮人を代表する組織として認知されていたらしい。12月17日に朝連福岡県本部が結成されたが、その委員長には南正祐が就任した。「朝鮮人帰国同胞救護会」と朝連の人的つながりが推測される。

46年夏の、朝鮮からの難民問題（「密入国者」問題）については、朝鮮人難民の上陸が、コレラの流行と結び付けられて、厳しくとりしまられるようになったことや、国の施策に先行して福岡県に収容所が設置されたことなどが確認された。

最後に、今回の報告を準備して、気付いた問題点をいくつか上げておきたい。まず、地方に密着した研究がこれからますます必要であるという点。これは、今回の報告で明らかにした、福岡県の独自の諸施策などに見られるように、現場に近い部分で国の施策に先行する形で活動がおこなわれており、これらを視野に納めなければ、朝鮮人の帰国をめぐる歴史過程の「実態」を考察することはできない。また、占領軍の対応も、地方の独自性が強いと考えられるので、同様のことが言えるだろう。次に、「計画輸送」概念が混乱していて、その整理が必要であるということである。日本政府の施策、アメリカ占領軍の初期の施策、46年3月の帰国希望者登録以降の施策、それぞれを明確に区別して、体系的に整理する必要がある。

以上簡単に報告の概略を紹介したが、最後に確認した問題点や、研究会で指摘された点などを踏まえて、今後の研究に生かしたい。報告の機会を与えてくださり、報告を聞いてくださった関西部会の皆さんに感謝します。

研究会御案内

合同研究会

日時 1992年9月13日〔日〕午後1時－3時、

在日朝鮮人運動史研究会 第147回例会

報告者 堀内 稔氏

テーマ 「兵庫県初期朝鮮人労働運動」

朝鮮民族運動史研究会 第117回例会 3時半－5時半

報告者 李 卓氏

テーマ

日・韓キリスト教史研究会 第26回例会

日時 1992年9月26日〔土〕午後2時より

報告者 信長 正義氏、趙 載国氏

テーマ 韓国キリスト教の歴史Ⅱの8章－1〔信長〕、8章－2〔趙〕

場所はいずれも青丘文庫にて